# 平成27年9月秋田市議会定例会提出予定案件

件 名 説 明 「条例案」 7件 1 | 秋田市職員の退職手当に関する条 | ○改正理由 例および秋田市職員の再任用に関 被用者年金制度の一元化等を図るための する条例の一部を改正する件 厚生年金保険法等の一部を改正する法律 (平成24年法律第63号)の施行に伴い、規 - 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部 定を整備するため、改正しようとするもの を改正する法律(平成24年法律第63号):平成24年8月22日公布、 一部を除き平成27年10月1日施行 〇改正要旨 被用者年金制度の一元化に伴い、引用し ている地方公務員等共済組合法(昭和37年 法律第152号) の退職共済年金等の規定が 削除されることから、厚生年金保険法(昭 和29年法律第115号)の老齢厚生年金等の 規定を引用する。 ○施行期日 平成27年10月1日から 2 | 秋田市市税条例の一部を改正する | ○改正理由 地方税法の一部改正(平成27年法律第2 件 ・地旅法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号):平成1号)に伴い、紙巻たばこ3級品に係る市た 27年3月31日公布、一部を除き平成27年4月1日施行 ばこ税の税率の特例の廃止等を行うととも に、規定を整備するため、改正しようとす るもの ○改正要旨 1 紙巻きたばこ3級品に係る市たばこ税 の税率の特例を廃止する。 2 個人の市民税の均等割の税率の軽減措 置を廃止する。 3 個人の市民税の所得割の課税標準の計 算においては、所得税における譲渡所得 に係る国外転出時課税の特例は適用しな いこととする。 4 市税の減免申請書等には、個人番号又 は法人番号を記載しなければならないこ

ととする。

- 5 法改正に伴う引用条項のずれ等を改め る。
- ○施行期日 平成28年1月1日から。ただ し、1および5の一部は同年4月1日から。 条例の施行に必要な経過措置を規定する。
- 3 | 秋田市手数料条例の一部を改正す | ○改正理由 る件
  - |除き平成28年1月1日施行
  - 供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令 改正要旨 平成28年1月1日施行

行政手続における特定の個人を識別する ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関しための番号の利用等に関する法律(平成25 する法律(平成25年法律第27号):平成25年5月31日公布、一部を | 年法律第27号) 等の施行に伴い、住民基本 台帳カードの交付等手数料を廃止するとと ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関しむに、通知カード等の再交付に係る手数料 する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報を定めるため、改正しようとするもの

- (平成26年総務省令第85号):平成26年11月20日公布、一部を除き 1 住民基本台帳カードの交付および再発 行を行わないこととなるため、住民基本 台帳カード交付等手数料を廃止する。
  - 2 通知カードおよび個人番号カードの再 交付は市の窓口で行うため、通知カード 再発行手数料および個人番号カード再発 行手数料を定める。
  - ○施行期日 平成28年1月1日から
- 4 秋田市国民健康保険税条例等の一 ○改正理由 部を改正する件
  - 除き平成28年1月1日施行

行政手続における特定の個人を識別する ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関しための番号の利用等に関する法律(平成25 |する法律(平成25年法律第27号):平成25年5月31日公布、一部を||年法律第27号) の施行等に伴い、国民健康 保険税の減免に係る規定を改めるとともに、 規定を整備するため、改正しようとするも  $\mathcal{O}$ 

# ○改正要旨

- 1 国民健康保険税の減免申請書には、個 人番号を記載しなければならないことと する。
- 2 秋田市国民健康保険税条例の一部を改 正する条例(平成25年秋田市条例第52号) の一部について、施行期日を平成29年1 月1日から平成28年1月1日に改める。
- ○施行期日 平成28年4月1日から。ただ し、2は公布の日から

5 | 秋田市食品衛生法施行条例の一部 | ○改正理由 を改正する件

食品の一層の安全性を確保するため、危 害分析・重要管理点方式を用いた衛生管理 を行う場合の公衆衛生上講ずべき措置の基 準等を定めるとともに、規定を整備するた め、改正しようとするもの

## ○改正要旨

- 1 条例で定める公衆衛生上講ずべき措置 に関する基準に、新たに危害分析・重要 管理点方式を用いて衛生管理を行う場合 の基準を加える。
- 2 保健所長に報告しなければならない情 報に、食品等における異物の混入等の情 報であって健康被害が生じるおそれのあ るものを加える。
- 3 危害分析・重要管理点方式を用いて衛 牛管理を行う場合の基準を定める。
- 4 3に伴い、別表の表記を改める。
- ○施行期日 公布の日から
- 6 | 秋田市雄和農村環境改善センター | ○廃止理由 条例を廃止する件

雄和農村環境改善センターを廃止するた め、この条例を廃止しようとするもの

○施行期日 平成28年4月1日から

7 | 秋田市営住宅条例および秋田市特 | ○改正理由 定公共賃貸住宅条例の一部を改正 する件

市営住宅等の管理について指定管理者制 度を導入し、その管理の基準等を定めると ともに、規定を整備するため、改正しよう とするもの

### ○改正要旨

- 1 次に掲げる条例に規定する施設の管理 を指定管理者に行わせることができるこ ととし、その管理の基準および業務を定 める。
  - (1) 秋田市営住宅条例
  - (2) 秋田市特定公共賃貸住宅条例
- 2 1に伴って生じる条項のずれを整備す る。
- ○施行期日 平成28年4月1日から

Ī	「単行案」 11件	
8	公立大学法人秋田公立美術大学中期目標の一部を変更する件	○公立大学法人秋田公立美術大学が大学院 設置を目指すため、中期目標の一部を変更 しようとするもの ※提出根拠法:地方独立行政法人法第25条第3項
9	公立大学法人秋田公立美術大学定 款の一部を変更する件	○公立大学法人秋田公立美術大学の組織の 見直しに伴い、定款の一部を変更しようと するもの ※提出根拠法:地方独立行政法人法第8第2項
10	市道路線を認定する件	○宅地造成に伴い新設された道路を一般交通の用に供するとともに、路線の見直しを行うため、市道路線に認定しようとするもの・認定路線 10路線 延長 1,633.70m・認定後の市道路線延長 約2,012.4km (下の廃止路線延長を除く。) ※提出機械:道路法第8業2項
11	市道路線を廃止する件	<ul><li>○路線の見直しにより、新たに認定替えをするため、市道路線を廃止しようとするもの</li><li>・廃止路線 1路線 2,113.00m</li><li>※提出機械:道路送第10条第3項</li></ul>
12	河辺岩見温泉改築工事請負契約を締結する件	○河辺岩見温泉改築工事請負契約を締結しようとするもの ・工事場所 秋田市河辺三内字外川原101番1ほか ・契約金額 386,640,000円 ・契 約 先 中央土建・林・松橋建設工事共同企業体 ・工 期 平成28年11月30日まで ・工事概要 基本・実施設計(建築、電気設備、機械設備、用地造成、外構および解体に関すること)構造規模 木造平屋建

敷地面積 6,872.1 m<sup>2</sup> 延床面積 559.66 m<sup>2</sup> 電気設備工事 一式 機械設備工事 一式 造成工事 一式 外構工事 一式 既存施設解体工事 一式

※提出根拠法:地方自治法第96条第1項

修工事請負契約を締結する件

- 13 | 市道太子前戸賀沢線中川橋橋梁補 | ○市道太子前戸賀沢線中川橋橋梁補修工事 請負契約を締結しようとするもの
  - ·工事場所 秋田市雄和戸賀沢字金山沢地 内
  - · 契約金額 345,600,000円
  - ・契 約 先 住建・豊島・美工舎建設工事 共同企業体
  - ・エ 期 平成29年3月17日まで
  - 工事概要

橋 長 L=300.1m 全幅員 W=9.0m 橋梁形式 鋼5径間単純合成箱桁

※提出根拠法:地方自治法第96条第1項

締結する件

- 14 市道雄和東線(出羽グリーンロー ○市道雄和東線(出羽グリーンロード)道 ド) 道路災害復旧工事請負契約を 路災害復旧工事請負契約を締結しようとす るもの
  - ·工事場所 秋田市雄和平尾鳥字野田地内
  - 契約金額 314,280,000円
  - ·契 約 先 岡部·加賀屋·秋田鋪道特定 建設工事共同企業体
  - ・エ 期 平成28年10月31日まで
  - 工事概要

復旧延長 L=125.0m 復旧幅員 W=8.0m

※提出根拠法:地方自治法第96条第1項

請負契約を締結する件

- 15 高梨台市営住宅新築工事(第1期) ○高梨台市営住宅新築工事(第1期) 請負 契約を締結しようとするもの
  - ・工事場所 秋田市新藤田字高梨台173番2
  - •契約金額 191,160,000円
  - ·契 約 先 住建·藤重建設工事共同企業

		体 ・エ 期 平成28年3月18日まで ・工事概要 Aタイプ     木造2階建長屋 268㎡ 2棟(10戸)     Cタイプ     木造平屋建長屋 122㎡ 2棟(8戸)     付属屋     屋外物置 4棟     機出機機:地方自総第96条第1項
16	平成26年度秋田市水道事業会計未 処分利益剰余金を処分する件	○地方公営企業会計基準の改定に伴い生じた平成26年度秋田市水道事業会計未処分利益剰余金を資本金に組み入れようとするもの 機間機械:地方公営企業法第32条第2項
17	平成26年度秋田市下水道事業会計 未処分利益剰余金を処分する件	○地方公営企業会計基準の改定に伴い生じた平成26年度秋田市下水道事業会計未処分利益剰余金を資本金に組み入れようとするもの 機能機能:地方公営企業株第22項
18	業会計未処分利益剰余金を処分する件	○地方公営企業会計基準の改定に伴い生じた平成26年度秋田市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金を資本金に組み入れようとするもの ※提出機動法:地方公営企業法第32条第2項
	「 予 算 案 」 3件	
19	平成27年度秋田市一般会計補正予 算(第2号)の件	○資料別紙
20	平成27年度秋田市市有林会計補正 予算(第1号)の件	
21	平成27年度秋田市介護保険事業会 計補正予算(第2号)の件	